

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

福祉環境調査会記録

平成 26 年 11 月 6 日(木)
 全 員 協 議 会 室
 9 時 57 分～11 時 00 分

- 【委 員】 芦谷委員長、田畑副委員長、足立委員、柳楽委員、道下委員、平石委員
 澁谷委員、西村委員
- 【委員外議員】 小川議員、牛尾昭議員、江角議員、野藤議員、笹田議員、串崎議員
 岡本議員
- 【議長団】 原田議長
- 【執行部】 小澤健康福祉部長、杉本健康福祉部次長（地域福祉課長）
 河上地域医療対策課長、中田高齢障がい課長、有福子育て支援課長
 川崎市民生活部長、久保田市民生活部次長（医療保険課長）
 村瀧総合窓口課長、原田環境課長
 山本上下水道部長、大島上下水道部次長（管理課長）、岸本工務課長
 坂田下水道課長
 吉永金城支所長、山田市民福祉課長
 田村旭支所長、栗栖市民福祉課長
 田中弥栄支所長、長見市民福祉課長
 横田三隅支所長、大田市民福祉課長
 河野財産管理課長
- 【事務局】 外浦書記

議 題

1. 執行部報告事項
 - (1) 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について
 - (2) 市民講座 認知症重度化予防実践塾 実践発表会
 - (3) 浜田駅市民サロンにおける証明発行業務の終了について
 - (4) 旧久佐小学校の利活用について
 - (5) その他

2. その他

【議事等の経過】

〔 9時57分 開議 〕

芦谷委員長

おはようございます。今日は田畑副委員長は欠席です。従って委員7名出席です。ただいまから福祉環境調査会を始めたいと思います。

10月1日の異動があり、新任の次長、課長がおられますので、指名しますので一言ご挨拶をお願いします。

(次長・課長挨拶)

どうぞよろしくをお願いします。では議題に関係ない課長さんは退席されて結構です。

それでは議題に入ります。

1. 執行部報告事項

(1) 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金について

地域福祉課長

議題1(1)について、地域福祉課長。

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

ただいまの件について委員から質問はありますか。道下委員。

道下委員

勉強不足なのですが、この福祉給付金の申請が今90.6%、それが今から申請が出てこない場合はどういう扱いになるんですか。

地域福祉課長

基本的には10月末で締め切ったと、災害等の余程の事情があって出せなかったという場合は若干の救済措置もありますが、基本的には10月末で申請期間は終了しているということです。

芦谷委員長

足立委員。

足立委員

90.6%なので残り約10%の方々にに関して、執行部として物理的に給付が不可能なのか、それとも何度もお願いしますと言っても申請がなかったのか。その辺りの事情を教えてください。

地域福祉課長

浜田市は高齢化率が高いこともあって、現在残っておられる未申請者のうち3分の2は高齢者の方です。そういったこともあり、まず介護保険事業所、入所施設であるとか訪問ヘルパーさん等の高齢者に関わる事業所、約100以上だったと思いますが、そういう所には事前に、こういった給付金があるのでよろしくをお願いしますという周知を6月当初に行わせていただきました。今回の給付金というのが前回の定額給付金と著しく違うのは、市民税が非課税であるとか、課税者の扶養になっていないとか、そういった非常に個人情報に触れる条件のため、個人宛てに個別訪問でもして出してくださいというようなことが出来なかった。多分ご近所においても「皆さん出しましょうね」という形

が取れなかった。民生児童委員さんとか色々な場でも説明させていただいたのですが、そういった地域の方々に直接訪問のご協力をいただくことも出来なかったというところがあります。本当に、各世帯のなかなか立ち入り難いような情報が元になっているということで、地域でもお互いに話し難い部分があって、先ほど申しましたが8割にも達しなかったと。もちろん100に近づきたいという思いではずっとやってきました。9月には勸奨通知もしました。8月にも町内回覧等で出来る限りの勸奨もさせていただいたということで、何とか締切2、3週間ぐらいはかなり勸奨効果があったのか、ぎりぎりの所まで申請がございましたので、何とか90%を超えて、91～92%の高い水準になれるのではないかと考えています。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

では次の議題に移ります。

(2) 市民講座 認知症重度化予防実践塾 実践発表会

(2)について、高齢障がい課長。

高齢障がい課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

ただいまの件について委員から質問はありますか。

(「なし」という声あり)

では次の議題に移ります。

(3) 浜田駅市民サロンにおける証明発行業務の終了について

(3)について、総合窓口課長。

総合窓口課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

ただいまの件について委員から質問はありますか。

(「なし」という声あり)

では次の議題に移ります。

(4) 旧久佐小学校の利活用について

(4)について、金城市民福祉課長。

金城市民福祉課長

(以下、資料をもとに説明)

芦谷委員長

ただいまの件について委員から質問はありますか。道下委員。

道下委員

聞き逃したのかなと思いますが、27年度A案B案がありますよね。A案が有料老人ホーム、B案が介護福祉になるのかな。この違いをも

う1回説明していただきたいと思います。

金城市民福祉課長

すみません、ちょっと分かりにくかったかもしれません。高齢者福祉施設には色々範囲がございます。有料老人ホーム等のように、いわゆる介護保険を全く使わない施設もありますし、介護保険制度を使って運営する施設もあります。パターンAというのは、介護保険制度を使わない施設で、有料老人ホーム等が代表的に考えられます。この場合には介護保険での選定が不要なので、そこが1番になれば早ければ27年度に入って譲渡手続きに入れるということです。

パターンBですが、これは介護保険制度を使う施設であり、これを使うためには広域が公募をかけ、おたくがやっても良いですよという選定をされます。その選定を受けないと施設が作れないことになり、事業の種類としては特別養護老人ホームとか、グループホームとか、例えば小規模多機能施設とか、そういったものです。広域で選定されると、その法人と譲渡の手続きを開始することになりますが、広域の選定から落ちた場合、介護保険施設としては出来ないで、その法人は終わりということで他に介護保険施設以外で提案されている所があれば、そこと再度譲渡の交渉をしていく形になります。

道下委員

分かりました。それで市の方としてどうなんですか。介護保険関係なしのA案、そちらの方が望ましいんですか。ざっくり言ってどうなんですか。

金城市民福祉課長

例えば市内の交通の便が良い所なら有料老人ホーム等も充分成り立つと思っておりますが、金城町久佐という地区は少し奥部に入る地域ですし、そうした立地条件からすると、有料老人ホームは少し難しい面があるかなとは思っています。それと、地元民だけが入るわけではないですが、国民年金とか収入の少ない年金の方が非常に多い状況なので、そうした方も出来るだけ優先的に入れるためには介護保険施設として選定される方が、市とすれば運営はしやすいだろうと思っております。

道下委員

はい、分かりました。

芦谷委員長

足立委員。

足立委員

まず経緯の段階で(3)の③、「浜田市においては平成26年7月」云々とありますが、国の方針は今後、施設よりも在宅へという方針を示しているにも関わらず、この不確定要素が337名というのを経緯の中で挙げられている点が非常に疑問である、という点と、国の方針に対し

て流れが逆行しているような部分で、これが本当に必要かどうか、また最終的には、これ広域行政組合の第6期介護保険事業計画に関わる部分について、これはちょっと見切り発車すぎる所もあるのではなからうかというふうにも感じています。その辺、執行部としてどのようにお考えでしょうか。

金城市民福祉課長

国は施設介護から在宅介護へという動き、というのは承知しております。ですが実際問題、要介護3以上の方という場合には、全てが全て在宅で介護が出来るかと言うと難しい状況もあります。独居の方もございます。現実問題、申し込みはしたけどなかなか施設に入れにくいという状況もよく聞いています。337名を使ったということですが、これは特養等に入れられない人も含んだ数字ですが、高齢者福祉施設を整備するという意味では、施設での介護を期待されている人数が、最低この程度おられるという見方も出来ると思いますので、そういった数字を活用させてもらいました。

それと広域の様子が分からないのに今やるのは見切り発車ではないかというご指摘ですが、もし計画に盛り込まれた場合には、27年度に入って早ければ4月あるいは5月くらいから応募が始まると思います。ここに手を挙げるためには、久佐小学校を活用して介護保険施設がやりたいという法人を1社に絞っておかないと、広域の公募に応募出来ません。そのために事前に市の方で、久佐小学校を活用してやるという法人を選定するために公募をやろうというものです。

足立委員

ご説明に納得はしていないんですが、それはまた後ほどということ。あとこの利活用の方針の所で、3の(2)の部分なんです、「改修等の事業者負担軽減を図り」云々とありますが、この部分、多分全協でも総務文教の方でも話があったと思いますが、浜田市として土地と建物の譲渡、貸付という部分で、この辺多分一昨日の総務文教でも話があったのではないかと思うんですが、きちんと方針が明確になっていないような気がするんですが、この辺浜田市としては、土地は浜田市は今後ずっと所有している、建物については無償譲渡するというふうな、浜田市全体としての方針という部分が、もう確定したんですかね。その辺がちょっと分からないので教えてください。

財産管理課長

財産の譲渡等に関する方針というのは規定がありますので、それに基づいて処分しています。従って土地であろうが建物であろうが、その方針に沿って有償で売却していくということが前提にあります。こ

のたび社会福祉法人等に売却する場合の話の中では、社会福祉法人というのは経営自体が儲ける業界ではないので、どうしても初期投資に大変苦勞されるとか、経営的にも楽ではないということから、建物については無償譲渡が出来るような考え方に立っています。土地も本来は有償で譲渡すべきだと思っていますが、先ほど言ったような環境が整っていないので、結果的にどうしているかと言うと有償で貸し付けていると。皆さんご存知だと思いますが、非営利は2分の1、社会福祉法人については更にその7割軽減ということで、かなり安く有償貸付する方針で取り扱っています。従ってご指摘のように、本来の姿は有償で売却するというのが前提ですが、そういった特別な場合は減額で貸し付けというような、結果的にはそういった取扱いになっているということです。

足立委員

浜田市の方針としての部分で、ここの部分はまだ議論の余地があるかと思えますし、他の議員からも色々ご指摘のある部分ですので、ここで論議しても仕方ないので置いておきます。ただ先ほど若干認識が違う点がありました。社会福祉法人は確かに脆弱ではありますが、誰がやっても最初は脆弱なんですよ。新聞でもニュースになっていますが、全国的に内部留保が約2兆円あると。そういうことを考えた時に、特別養護老人ホームの社会福祉法人の利益率は多分、8%ぐらいだったと思えますが、それを含めて、これを軽減してあげようというのは、若干考え方が違っているのではないかなと思います。ここはまた話し合いの部分があるかと思えますので、若干理解は出来ていませんが置いておきます。

最後にもう1つ。高齢者福祉施設を運営している法人というふうに公募の所にありますが、これは新規の社会福祉法人は認めず、現在ある社会福祉法人の中で選定をするという解釈になるのでしょうか。

金城市民福祉課長

高齢者福祉施設ということで、特養だけに限定していませんが、例えば医療福祉法人とかそういったものも含めて。あるいは株式会社もあります。今実際にそういう施設を運営されている法人という形で条件とさせていただきたいと思っていますので、新たに社会福祉法人等になれる所は一応、対象外とさせていただいております。

足立委員

ということは、株式会社の新規の有料老人ホームをやりたいという会社は除外されるということですね。

金城市民福祉課長

そうです。

足立委員

その根拠はどこにありますか。

金城市民福祉課長

非常に大きな施設ですし、久佐地域にとっては中核となる施設でもあります。そういった市の財産ですので、活用される所についてはそれなりの経験や実績をお持ちの所をお願いした方が無難という面もありますし、安心出来る面もあると思っています。

芦谷委員長

他にありませんか。澁谷委員。

澁谷委員

総務文教調査会を拝見していると、土地が浜田市で建物を無償譲渡した場合、それをすぐ売却したらどうなるかとか、いくつか厳しい質問がありましたよね。それに前回の時の最後、建物の解体費用の問題が解決してないのだとかもあったと思います。説明はこの間の総務委員会の説明とほとんど同じように思いますが、総務文教での指摘を加味しながらの検討は、今どういう状況になって今日の委員会を迎えられたのかを、まずお尋ねします。

金城市民福祉課長

総務文教委員会の中で色々ご質問・ご意見等がありました。まず建物と土地については一緒に売却した方が良いんじゃないかというご質問。それから解体費もですか。そういった質問がありました。それで財産管理課さんとも協議を行い、土地については将来的には有償譲渡に繋げる施設だと考えていますが、当面は有償貸付で進めさせていただきたいと考えています。その理由は、高齢者福祉施設への改修には高額な経費が予想されるため、初期費用の軽減に繋がりたいと。それと経営が安定化するためには数年必要と思われるので、安定化のための支援という形で、ミレ岡見さんの前例に倣いたいと。それから久佐地域については地籍調査等が未実施という状況があり、境界確認とか分筆する場合には測量等、かなり経費もかかることが予想されますので、当面は土地については前例に倣って有償貸付で行わせていただきたいと思います。

また、総務文教委員会の中で、譲渡した後すぐに用途変更等があった場合にどうなるのか、といったご質問があったと思っています。これについては、譲渡契約書の中で、指定用途をもし変更される場合には事前に書面をもって市の承認を得なければならないと。あるいは第三者に移転されようとする場合には、契約の締結時点における譲渡物件の正当な価格を支払うものとする。こういった制限を契約書の中に盛り込むこととしていますので、ある程度の制限はかかると思っています。

それと、年数をある程度区切った方が良いのではないかという意見も前から出ていたと思っておりますが、この用途指定の年数については設定の方向で、現在財産管理課さんの方で検討されておりますので、そういった年数を契約書に謳う考えにしています。

それから解体費については、この施設に関しては、いわゆる法人に対して公募で募集するものでして、市の方で解体費が発生した時の助成は考えていません。

澁谷委員

課長の答弁は理解するのですが、その間の相談というか統一の見解というか、その辺がきちんと諮られたのかなというところが気になります。それと、社会福祉法人の初期の設備投資を軽減するという考え方はもっともだと思いますし、公会計で会計の見直しという流れになってはいますが、社会福祉法人は減価償却を制度的に行っていない以上、内部留保の金額だけが積み上がって行って、それがまだちょっと…。その内部留保があったとしても次の建て替えに使えるかとなるのか、色々問題があつて。浜田市がこういう施設整備に対してどういう考えだとか、土地と建物と合算だとか、ちょっと議員からの質問に対して今一つ明確な答弁じゃないなというのを総務の時に思ったんですよ。是非統一の見解というか、施設から在宅という流れの中とか、コンパクトシティとか、色々国は言いますよね。そういう中で浜田市側の福祉の介護事業に対しての、もう1つ明確な説明が欲しいなと思う。その辺は多分、内部でもう少し踏み込んでいただきたいなと思います。それを今後また常任委員会等でお尋ねすることがあると思うので。ちょっと今は正直なところ、この間の総務を見た感じで、乗り切れるのかなという印象を持ったので、是非充分検討いただきたいと。地域の方は当然喜ばれると思いますし、なくてはならない施設という一面もあると思うので、是非担当部ももう1つ踏みこんでご検討いただきたいと。答弁はいりません。

芦谷委員長

大事な問題なので、もし考え方なり検討の方向でもあれば、答弁いただければと思いますがどうですか。財産管理課長。

財産管理課長

9月議会の際に色んなご指摘をいただいております。今までは財産譲渡についてはそんなにたくさん例がなく、従来の考え方で来ていたのですが、最近はコミュニティ施設の譲渡であるとか、今までなかった事例が出てきていますので、県内の状況とかその他の地域の状況を今調べています。そういったものを参考にして、今後譲渡に対

する考え方をもう少し整理したいと考えています。

先ほど少し答弁がありました、いわゆる譲渡の用途指定期間を定めてしまうという考え方も県内ではかなりあるようで、例えば有償譲渡の場合は比較的短い期間、無償譲渡する場合は10年程度のように、譲渡条件によって用途指定期間を変えるとか、そういった考え方で規定・運用している自治体もあります。従ってそういったことも参考にして、時代の変化に沿ったような基準を定めていきたいと思っています。

芦谷委員長
西村委員

ありがとうございました。他にありませんか。西村委員。

具体的なこととして聞きたいのですが、介護保険施設なりあるいは高齢者福祉施設なり、ある法人なり事業者は無償譲渡されると、もう所有権はその法人に移っているわけですから、色んな事情の中で別の業者なり法人に譲渡する、無償か有償かは別にして。そういったことを何か規制するような契約内容になるのか。あるいは用途を、譲り渡すわけですから、譲り受けた業者が何に使おうと一般的には勝手ではないかと私は思うので、その辺の制約がかかるような契約が想定されているのか。その点について確認しておきたい。

金城市民福祉課長

先ほども触れましたが、譲渡契約書の中に、用途を変えようという場合には事前に市の承認を受けなければならない。それから第三者等に所有権を移転する場合には、譲渡時の適正な価格で市に支払わなければならない、という形。それプラス、最低何年間はそういった目的に使っていただく必要がありますよということを譲渡契約の中に盛り込む予定にしております。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

では次の議題に移ります。

(5) その他

芦谷委員長

その他について、執行部から何かありますか。

(「ありません」という声あり)

2. その他

芦谷委員長
足立委員

では議題2のその他について、委員から何かありますか。足立委員。
先ほど介護保険の関係で色々、施設整備等のお話があったのですが、

現在広域の方で第6期介護保険事業計画を策定中ではありますが、この辺り浜田市として施設整備、それから在宅介護サービスといった部分について、広域行政組合の方とどのような連携等を図りながらやっておられるのか、現状の状態を教えてくださいと思います。

高齡障がい課長

今おっしゃったように、策定委員会が実は今日開催されて。もう1度、11月27日だったと思いますが、そこで第5回目が開催されます。今日とその27日との2回を経て、懸案である施設整備をどの程度するか、それによって保険料がどの程度になるかということも含めて、委員会としての目鼻が付くと。時期的にも付かないと困るのですが、そういう状況にあります。

足立委員

いま介護保険料の話がちらっと出ましたが、現在浜田市として想定されている介護保険料は、だいたいいくらぐらいからいくらぐらいなのか、もし分かれば教えてくださいと思います。

高齡障がい課長

ご承知のように、施設整備をどの程度するかとかいうことに連動して、保険料も変わってきます。それをどうするかという計画を、まさに今立てている所なので、今はっきりとは申し上げられませんが、目安として、現在の第5期中の我が圏域の介護保険料は、月額平均5,880円になっています。これが、施設整備をしなくても自然増で上がる部分が相当あるのですが、概ね6,000円の後半程度になるのではないかと予測しています。今広域行政組合の方で色々試算をして、委員会で叩いてもらっている最中ではあるのですが、自然増の部分、第5期までに整備されたものの影響で、懸案となっている特養等の施設整備をしないのか、30にするのかプラス80にするのか、という選択肢で検討中ですが、保険料への影響という部分については整備数の大きさに比べてそれほど大きくは、保険料は…もちろん特養をたくさん整備すればするほど保険料がいくらか上積みにはなりますけど、整備数の大きさに比べてそれほど大きな上積みはないと試算しています。

芦谷委員長

委員長としてお願いしたいと思うのですが、そういったことを、今後の検討スケジュールも含めた市議会への説明、あるいは当該委員会からの意見反映、この点についてもし考えがあればお伺いします。高齡障がい課長。

高齡障がい課長

意味が分かりません。

芦谷委員長

今後、こういったこと、広域からの計画の案を提示される時期だとかスケジュールですね、それから浜田市の状況を含めた当該福祉環境

委員会からの意見反映、これらについての考えがあればお伺いします。
高齢障がい課長。

高齢障がい課長

広域の進捗については先ほど申し上げたとおり、27日の所でほぼ骨子が固まらなければならない時期にきています。広域の予定としては12月の中旬から1月中旬までのひと月の期間、ちょっと動くかもしれませんが、それを目途にパブリックコメントをする時期にきていますので、今広域で検討している内容については、私の方で所管している高齢者福祉計画等も併せて、12月本会議中の委員会で、中間報告と言うか、概要説明をさせていただきたいと考えています。

芦谷委員長

他にありませんか。西村委員。

西村委員

ちょっと資料請求ということで1点お願いしたいと思います。先ほどの久佐小学校の利活用に絡んで要望したいんですけど、これまでであいった形で、無償なり有償…はなかったと思いますが、土地や施設を譲渡するということが何件かあったと思います。これは福祉以外にもあったように思いますので、出来ればその譲渡の状況、あるいは契約条件あたりを一覧表にした形で12月定例会でも結構ですし、次に議案提案される時でも結構ですけど、一覧表にまとめた形で報告とご説明をいただきたいと思います。委員長、皆さん方にお諮りしていただくようお願いいたします。

芦谷委員長

はい。西村委員から出ましたように、関連することについて一覧表に纏めていただくということについては、この場で決定してよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

はい。ということで、西村委員の提案のとおり、状況について一覧表に纏めて、然るべき時期に提出をお願いします。足立委員。

足立委員

すみません別件なんですけど、全協か調査会か委員会かちょっと記憶が定かでなくて申し訳ないんですけど、水道部の相生の旧水源地の取り壊しについて色々ご説明があったと思いますが、その後について進捗状況を教えていただきたいと思います。

上下水道部長

旧相生水源地の解体につきましては、皆さま通られて分かると思いますが、既に完了しています。以前、バスの利用ということで申し上げましたが、進入路が交差点ではなく186号線の上流側の方から入るしか方法がないということで、進入路の取り付け工事の発注を行ったところです。あと公安委員会との協議等も踏まえて、一応12月中旬

までの工期で発注をかけていますので、その進入路が出来ましたら、その後はバスの駐車場として利用出来るということです。その土地については当然のことながら、上下水道部の財産ですので、それについては当然使用料と言うか、賃貸契約を浜田市と結び、使用料をいくらにするかということで財政課と協議中で、それが整えば使用料を貰う中で利用していただくといった形になろうと思っています。

足立委員

解体が終わって今からバスが停められるような状態ということで。浜田市に対して貸付をされるということだと思んですが。今回解体費がいくらかかったか存じていないのですが、十分に元が取れるほどの賃貸契約にならないと水道部として、水道は公営企業なので、企業として赤字を出すようなことを最初から取り組むのは理解しがたいという点と、結局、水道料値上げの話が現在出ている中で、赤字を抱えながらそんなことをやる暇があるのかなという思いが正直ありまして。その辺、赤字を出さないような賃貸契約を浜田市と交わされるという考えでよろしいでしょうか。

上下水道部長

おっしゃるとおりです。解体費用は約2千万円くらいかかりました。ただ、この解体費用については旧相生水源地を一帯として、浜田市に売却する予定にしていますので、解体をせずに売るのか、解体して更地にして売るのかについては同じことですので、差し引きいくらもらえるかということなので、解体費用については先行投資ということになるかと思いますが、ただ、それ以外に先ほど申し上げた進入路の部分は、ある意味別の事業です。その部分は当然水道部が負担すれば損失なわけで、当然その部分は浜田市からいただくということで、要するに料金に影響のない形で話を進めているところです。

芦谷委員長

他にありませんか。

(「なし」という声あり)

無いようですので、以上で福祉環境調査会を終了します。ご苦労さまでした。

[11時00分 閉議]

浜田市議会調査会規程第6条の規定により、ここに調査会記録を作成する。

福祉環境委員長 芦谷英夫